

宇治市監査委員公表第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和元年 12 月 27 日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

令和元年度総務部及び会計室の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

令和元年10月2日から同年11月20日まで

第4 監査の概要

この監査は、総務部市民税課、資産税課、納税課及び会計室における事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和元年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

- (個人・法人) 市民税課税状況 (市民税課)
- 固定資産税 (土地・家屋) 減免状況 (資産税課)
- 所得証明等手数料収入状況 (市民税課)
- 閲覧・評価証明等手数料収入状況 (資産税課)
- 督促手数料及び延滞金収入状況 (納税課)
- 委託料支出状況 (市民税課、資産税課、納税課)
- 市税過年度還付金支出状況 (納税課)
- 歳入歳出外現金収入支出状況 (会計室)
- 用品調達基金運用状況 (会計室)
- 貸付金支出状況 (会計室)
- 備品管理状況 (市民税課、資産税課、納税課、会計室)

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、

常に工夫や改善をすることが求められている。

今後は、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

記

1 市民税課

- (1) (個人・法人) 市民税課税状況について
特になし。
- (2) 所得証明等手数料収入状況について
特になし。
- (3) 委託料支出状況について
特になし。
- (4) 備品管理状況について
特になし。

2 資産税課

- (1) 閲覧・評価証明等手数料収入状況について
特になし。
- (2) 固定資産税（土地・家屋）減免状況について
特になし。
- (3) 委託料支出状況について
特になし。
- (4) 備品管理状況について
特になし。

3 納税課

- (1) 督促手数料及び延滞金収入状況について
督促手数料の滞納繰越分の調定時期に不備が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

(2) 市税過年度還付金支出状況について

市税過年度還付金は、資金前渡を受けた職員から納税者に支払われているが、平成 28 年度の前回定期監査において、当該資金の精算に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。改善を図られるよう強く求める。

(3) 委託料支出状況について

特になし。

(4) 備品管理状況について

特になし。

4 会計室

(1) 歳入歳出外現金収入支出状況について

特になし。

(2) 用品調達基金運用状況について

特になし。

(3) 貸付金支出状況について

特になし。

(4) 備品管理状況について

特になし。